

平成 31 年度 住宅市場整備推進事業

住宅建築技術国際展開支援事業（うち住宅建築プロジェクトの円滑化に関する事業）  
を行う事業者の募集についての公示

平成 31 年 4 月 23 日

国土交通省住宅局長 石田 優

平成 31 年度住宅市場整備推進事業のうち住宅建築技術国際展開支援事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅建築技術国際展開支援事業（うち住宅建築プロジェクトの円滑化に関する事業）

(2) 事業目的

我が国の優れた住宅建築制度・基準、産業、技術を新興国等において展開・普及することにより、対象国の住宅建築水準の向上を図るとともに、我が国の住宅建築産業の継続的成長に繋げることが求められている。

このため、新興国等での住宅建築プロジェクトにおいて施工・管理に関する人材育成や我が国技術に関する情報提供を行う者への支援を通じ、我が国事業者の海外展開に広く資する現地での体制構築を推進することを目的とする。

(3) 事業内容

新興国等での住宅建築プロジェクトにおける次のいずれかに関する取組。

（対象国：インド、インドネシア、トルコ、ミャンマー等）

なお、相手国からの要請を前提とするため、対象国を例示以外の国とする事業については事前に当方に確認すること。

- a. 相手国の住宅建築制度構築に資する技術の提供（施工・管理のための人材育成）
- b. 相手国の一般に対する技術情報の提供（プロジェクトに付随して提供することが我が国技術の普及に効果的なもの）

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、以下を予定している。

平成 31 年 6 月 ～ 平成 32 年 3 月 13 日

## 2. 公募期間

平成 31 年 4 月 23 日(火)10 時 00 分～平成 31 年 5 月 21 日(火)18 時 00 分

(必着)

## 3. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

### (1) 事業の公正な実施に関する要件

- ・事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

### (2) 守秘性に関する要件

- ・本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。

### (3) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制を有していること。

### (4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

## 4. 補助金の額

当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内の額とする。ただし、1 事業あたりの補助対象となる経費は、原則として 2,000 万円（うち国費 1,000 万円）を限度額とする。

## 5. 提案の手続き等

### (1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

#### (イ) 説明書の交付期間

平成 31 年 4 月 23 日(火)10 時 00 分～平成 31 年 5 月 17 日(金)18 時 00 分

#### (ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め下記(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX 又は電子メールにより交付。

#### (ハ) 提案書の提出期限

平成 31 年 5 月 21 日(火)18 時 00 分まで (必着)

#### (ニ) 提案書の提出先

国土交通省住宅局総務課 国際室 杉田、薬師寺

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話 03-5253-8111(内線39-177、39-176) F A X 03-5253-1625

電子メール sugita-t22m@mlit.go.jp

#### (ホ) 提案書の提出方法

持参又は郵送の場合は、上記(ハ)の期限までに 3 部を提出すること。なお、

郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)  
電子メールの場合は、上記(ハ)の期限までに電子ファイルを提出し、着信を確認すること。また、後日、押印文書を1部郵送すること。

(2) 担当部局

国土交通省住宅局総務課 国際室

電話 03-5253-8111(代) (内線 39-177、39-176)

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(郵送、電子メール等)により、上記担当あてに行うこと。(来訪等による問い合わせには対応しない。)

6. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、事業がよりの確かつ効果的に実施されると判断された者を予算の範囲内で採択する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(2)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。